



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号: 6 1 4 1 東証第一部)
問 合 せ 先 広 報 ・ 展 示 会 部 室 長 波 多 野 雅 美
(TEL 0 5 2 - 5 8 7 - 1 8 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、定款の一部を変更することを同年 6 月 19 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 英文商号の変更

(1) 変更の理由

現在、当社の英文商号は、「DMG MORI SEIKI CO., LTD.」ですが、これを当社及び当社と共に協業を進める DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT (平成 27 年 5 月 8 日に DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT から商号変更。)が平成 25 年 10 月より使用するブランド「DMG MORI」へ統一することにより、世界的に同ブランドの浸透強化をはかるため変更するものであります。

(2) 新商号

DMG MORI CO., LTD.

(3) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (商号) 当社は、DMG 森精機株式会社と称する。 英文では <u>DMG MORI SEIKI CO., LTD.</u> と表示する。	第 1 条 (商号) 当社は、DMG 森精機株式会社と称する。 英文では <u>DMG MORI CO., LTD.</u> と表示する。

(4) 変更予定日

平成 27 年 6 月 19 日 (金)

2. 社外取締役との責任限定契約の定めの新設

(1) 変更の理由

当社は、第 67 回定時株主総会において、新たに社外取締役の選任議案を上程する予定ですが、当該社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、法令の定める範囲内で社外取締役の責任をあらかじめ限定する契約の締結が可能となるよう、第 32 条（社外取締役の責任免除）を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第 32 条（社外取締役の責任免除）</u></p> <p>当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(以下条数繰り下げ)</p>

(3) 変更予定日

平成 27 年 6 月 19 日（金）

3. 事業年度の変更

(1) 変更の理由

事業年度の変更につきましては、平成 27 年 1 月 22 日付「国際会計基準（IFRS）の任意適用、および、定款変更を伴う決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」と題する当社プレスリリースにおいて既に開示しておりますが、当社は、グローバルスタンダードである IFRS の導入により、財務情報の国際的な比較可能性を向上させ、ステークホルダーの皆様の利便性を高めるため、ならびに当社グループの海外連結子会社と決算期を統一することにより、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図るとともに、経営情報の適時・的確な開示を図り、経営の透明性をさらに高めるため、当社の事業年度を平成 28 年度より毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第 12 条、第 13 条、第 46 条、第 47 条および第 48 条に所用の変更を行うものであります。

上記目的のため、決算期が 12 月 31 日以外の連結会社につきましても、同様の変更を行う予定です。なお、事業年度の変更に伴い、第 68 期事業年度は平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日の 9 ヶ月間とするため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 12 条（株主総会） 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集す	第 12 条（株主総会） 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集す

<p>る。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>第 13 条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>第 46 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>第 47 条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第 48 条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>る。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>第 13 条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>第 46 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。</p> <p>第 47 条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第 48 条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（附則）</p> <p><u>第 46 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 68 期の事業年度は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までとする。なお、本附則は第 68 期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>
--	--

(3) 変更予定日

平成 27 年 6 月 19 日（金）

以上